

令和2年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和2年 6月16日 午前10:00

○散 会 午後 1:51

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	社会福祉課長 筒 井 弥 生
長寿社会課長 伊 藤 国 栄	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------



令和2年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和2年 6月16日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 2号 令和元年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 3号 令和元年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 4号 令和元年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第 8 議案第36号 潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第37号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第38号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第39号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第40号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第41号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第42号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第43号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第16 議案第44号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 7 議案第 4 5 号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 4 6 号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 4 7 号 潟上市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 4 8 号 令和 2 年度潟上市一般会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 4 9 号 令和 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 5 0 号 令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 5 1 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 5 2 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 5 3 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 7 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 8 同意第 1 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 9 同意第 2 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 0 同意第 3 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 1 同意第 4 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 2 同意第 5 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 3 同意第 6 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 4 同意第 7 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 5 同意第 8 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 6 同意第 9 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 同意第 1 0 号 潟上市農業委員会委員の任命について

- 日程第 3 8 同意第 1 1 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 9 同意第 1 2 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 0 同意第 1 3 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 1 同意第 1 4 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 2 同意第 1 5 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 3 同意第 1 6 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 4 同意第 1 7 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 5 同意第 1 8 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 6 同意第 1 9 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 7 同意第 2 0 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 8 同意第 2 1 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 9 同意第 2 2 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 0 陳情第 3 号 道路を拡幅し歩道設置の陳情書
- 日程第 5 1 陳情第 4 号 火災残骸及び付帯物の撤去に関する陳情書
- 日程第 5 2 陳情第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を  
はかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情  
について
- 日程第 5 3 陳情第 6 号 秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書
- 日程第 5 4 陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 5 5 陳情第 8 号 陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の  
採択）



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回潟上市議会定例会を開会します。

故鈴木斌次郎議員のご遺族が入場されますので、そのままお待ちください。

（故鈴木議員ご遺族入場）

○議長（西村 武） 会議に先立ちまして謹んでご報告を致します。

潟上市議会議員 鈴木斌次郎氏は、去る6月9日にご逝去をされました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

ここで、ご逝去をされました故鈴木斌次郎議員に弔意を表し、追悼の言葉をおくりたいと思います。追悼の言葉は、故鈴木斌次郎議員の所属しておりました会派、改革クラブ代表であります中川光博議員よりお願いいたします。

○中川光博議員

追悼の言葉

故鈴木斌次郎議員のご逝去を悼み、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたが亡くなられてから、ちょうど1週間が過ぎ、本日の定例会の開催にあたり、今、議場に偲ぶ花を見、改めて在りし日のあなたのお元気なお姿が思い起こされます。と同時に、未だにあなたの死が現実のものとは信じ難い思いも拭い去ることができません。

あなたは、誠実かつ実直な人柄で、多くの市民の信頼と支援を受け、平成21年に潟上市議会議員として初当選され、以来4期、市議会議員として郷土潟上市の発展に献身されました。

市議会議員として副議長、予算決算特別委員会委員長、議会運営委員会副委員長等々の要職に就かれ、その手腕をいかんなく発揮されました。

また、政務活動においては、志を同じくする議員有志と改革クラブを結成し、東日本大震災、議会改革等の研修視察に精力的に取り組まれました。

鈴木議員は、市議会議員として、常に厳しく自らを律し、議会人としての厳しい責任感で終始一貫した政治姿勢と信念に基づく一般質問や委員会での姿が彷彿されます。

一方、平成6年から平成29年の間に秋田県相撲連盟理事長、会長、名誉会長、東北相撲協議会会長、秋田県体育協会副会長として、スポーツの振興・発展、そして何よりも青少年の育成にその力を傾注されました。

鈴木議員が市政発展、スポーツの振興、青少年の育成等のために捧げられました尊い精神とご労苦は、永久にとどめられるものと存じます。

私たちは、志半ばでご逝去された鈴木議員の遺志を引き継ぎ、我がふるさと潟上を愛し、市民お一人お一人が暮らしやすい環境づくりに邁進し、潟上市政の進展、潟上市議会の発展に尽くす決意を新たにし、ここにお誓いするものであります。

本日ここに、あなたの生前の議場におけるご活躍の勇姿を偲び、これまでの数々のご功績に敬意と感謝の意を表するとともに、謹んで哀悼の誠を捧げ、安らかなご冥福をお祈り申し上げまして追悼の言葉と致します。

令和2年6月16日

潟上市議会議員 中川光博

○議長（西村 武） ここで、故鈴木斌次郎議員のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。

全員、ご起立お願い致します。

黙祷。

（ 黙 祷 ）

○議長（西村 武） 黙祷を終わります。

ご着席願います。

それでは、故鈴木斌次郎議員のご遺族が退場されますので、暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

.....  
午前10時08分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番澤井昭二郎議員、



10番佐藤義久議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの15日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、したがって、会期は本日から6月30日までの15日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。朗読、説明は省略致します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告をお願いします。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は6月8日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもと、開催しております。

6月12日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、22日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の

順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

次に、陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問について6名の通告者がありました。抽選の結果、6月18日、木曜日の1番目に3番菅原理恵子議員、2番目に6番佐藤敏雄議員、3番目に10番佐藤義久議員、4番目に11番伊藤正吉議員、6月19日、金曜日の1番目に4番瓜生 望議員、2番目に12番藤原典男議員、このようになりましたので、宜しくお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、「一般質問は効率的に節度をもって」を念頭に行うことを全員協議会で確認しておりますので、趣旨をご理解の上、適切に対応くださるようお願い致します。当局におかれましても、答弁等の対応は、同様に効率的に行うようお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも6月22日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会と致します。

なお、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、議事運営等について効率的に行うようお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

行政報告に先立ちまして、去る6月9日にご逝去されました鈴木斌次郎市議会議員に

対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

鈴木氏は、平成21年4月から11年にわたり市議会議員を務められ、潟上市議会副議長をはじめ数々の要職を歴任され、潟上市の発展と住民福祉の向上のため、尽くしてこられました。これまでのご尽力とご功績に対しまして、潟上市民を代表し感謝を申し上げますとともに心からの哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

本年度に入ってから三度の臨時会を開催し、議員及び市民の皆様には本市の対応等についてご報告申し上げてまいりましたが、その後、政府では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を5月25日をもって全面解除しています。これに伴い秋田県では、休業要請の解除や県外との往来自粛要請を段階的に緩めるなど、社会経済活動を徐々に再開してきました。

しかし、国内ではいまだ感染は収まっていないため、本市においては、「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避けるといった基本的な感染防止対策を呼びかけるとともに、国から示された「新しい生活様式」に沿った対策を今後も講じてまいります。

次に、特別定額給付金の支給状況について申し上げます。

6月8日現在の支給状況は1万3,080件、30億9,010万円を支給しており、対象世帯数に対する支給率は約94%となっています。今後も広報等による周知を行い、早期の支給に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への支援について申し上げます。

市内に事業所を有する法人、個人事業者を対象に1事業所当たり10万円、複数事業所がある場合は20万円を限度として支援する「潟上市事業継続支援金」については、6月1日から申請を受け付けており、6月8日現在で申請受理件数は221件となっています。また、市内の飲食店を対象に、テイクアウト等へ対応するための経費や適切な感染予防対策を行う場合の費用について支援する「潟上市飲食店コロナ対策支援金」についても、同じく6月1日から申請を受け付けています。

これまで国や県などで実施している様々な支援策と併せ、これらの事業を商工会等とも連携しながら推進し、市内事業者を支援してまいります。

次に、「手づくりマスク事業助成金」について申し上げます。

本事業は、個人や団体が手づくりマスクを作成し、市内の教育施設や福祉施設へ寄贈する場合に材料費等を助成するもので、4月24日から受付を開始し、6月8日現在の申請件数は延べ49件で、マスクは3,120枚分となっています。「新しい生活様式」でもマスクの着用がうたわれており、マスクが必要な状況が続いていることから、今後も引き続き助成事業を実施してまいります。

次に、「県外大学生等応援事業」について申し上げます。

一時は全都道府県に緊急事態宣言が発令され、外出もままならない状況が長期化しました。特に秋田県外の大学等に進学した学生は、学校が閉鎖されても帰省を自粛せざるを得ず、親元を離れ、不安な日々を過ごしているものと推察しています。

本市では、こうした学生に少しでも元気を出してもらうため、潟上市の特産品を贈る取り組みを先月から実施しており、6月8日現在では175人からの申請がありました。申請した学生からは「潟上市の素早い対応かつ内容の豊富さに感謝しています。コロナに負けず勉学に励みます。」や「このような企画を考えてくださりありがとうございます。地元へ帰省したい気持ちもありますが、今は我慢します。応援を力に頑張ります。」など感謝の気持ちが寄せられています。

親元を離れ県外で頑張っている学生さんたちには、ふるさと潟上の応援を力にしてこの困難を乗り切っていただきたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策により中止とした主な行事等について申し上げます。

既に広報等でお知らせしているものもごさいますが、「天王グリーンランドまつり2020」「鷺舞まつり」「八郎まつり」「敬老式」「全市クリーンアップ」「小型ポンプ操法大会」などを中止と致しました。

また、5月15日から実施予定でありました集団検診については、集団早朝検診及び集団レディース検診を中止としています。

現在は、医療機関において一部の検診を実施しており、母子保健事業の乳幼児健診につきましても、集団健診を中止し、医療機関での個別健診としています。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更となる場合がありますので、

その際は市広報やホームページなどを通じ、随時お知らせしてまいります。

次に、「潟上市総合計画（後期基本計画）」の策定について申し上げます。

本計画は、本市の行政運営の最上位計画であり、現在、後期基本計画の策定に向けた作業を進めています。具体的には、現計画の長期ビジョン（基本構想）の継承を基本としつつ、市を取り巻く環境の変化等に対応した見直しと、前期基本計画の検証や新たな政策課題等の洗い出しなどを行っています。

また、本計画では、これまで取り組んできた人口減少対策と地域経済の活性化に引き続き取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく本市の総合戦略の内容を包含した一体的な計画としての策定を目指しています。

次に、「地域福祉計画」の策定について申し上げます。

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための施策の方向性や基本施策について示したもので、現行の計画が本年度をもって計画期間満了となるため、今年4月に次期計画の策定方針を定め、これに基づき策定の準備を進めています。

これらの計画の策定においては、市民の参画と協働による計画とするため、議員各位や市民の皆様からのご意見を賜りながら作業を進めてまいります。

次に、「潟上市男女共同参画推進計画」の策定について申し上げます。

現行の「第3次潟上市男女共同参画推進計画～ハートフルプランかたがみ2016～」が本年度で計画の最終年度を迎えることから、次期計画の策定に取り組んでいます。

計画の策定に当たっては、これまでの成果や課題を洗い出した上で、市民アンケート調査や男女共同参画推進審議会でのご意見等を反映させることとしています。

次に、「潟上市行政改革大綱」の策定について申し上げます。

本市では、健全な自治体経営の推進など4点の重点テーマを掲げた「第3次潟上市行政改革大綱」に基づき行政改革を推進しています。現計画の計画期間が本年度で終了することから、これまでの行政改革大綱の進捗状況の検証をはじめ、次期行政改革大綱の策定に向けた作業を進めています。

今後も財源確保に努めるとともに、歳出の抑制に取り組みながら多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤を堅持し、「持続可能なまち潟上」を目指して行政改革を一層進めてまいります。

次に、ペットボトル用ごみ袋の有料化について申し上げます。

6月1日からペットボトル用ごみ袋が、スーパーなど取り扱い指定店での販売が開始

されました。これに伴い、以前のペットボトル用ごみ袋は使用できなくなっております。市民の皆様にはご負担をおかけしますが、今後もごみの減量化や分別等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、子育て世代包括支援センター「かたるん」について申し上げます。

妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して子育てができるよう、4月1日に子育て世代包括支援センター「かたるん」を開設致しました。

「かたるん」では助産師、保健師等が妊娠や出産、子育ての悩みについての相談に応じるなどして支援を行っています。具体的には、妊娠届のあった31人の方々お一人おひとりに合ったケアプランを作成しています。また、妊娠中や子育ての記録、市の子育て支援情報などを確認できる母子手帳アプリの登録者数は、6月8日現在152人となっております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況について申し上げます。

播種作業については、4月11日から18日に最盛期を迎え、出芽は曇天日が多く、平年より3日から4日ほど多く日数を要しましたが、出芽後の生育は順調に推移しています。田植え作業は、4月30日頃から始まり最盛期は平年と同じ5月中旬となりました。

果樹の和梨については、開花期間中の低温により一部園地では着果数の不足が見られたため、今後は成り枝ごとの摘果に考慮した管理を促し適正な着果数の確保に努めながら、大玉生産に向け指導してまいります。

花きの輪菊・小菊については、7月出荷用の輪菊は、平年並みの生育となっている一方、お盆用の輪菊は、4月の低温により根の活着がやや遅れ、5月初頭で定植を終えています。お盆出荷用の小菊は、降雨により作業がやや遅れ、その後の定植作業にも若干の遅れが出ています。

枝豆については、4月15日頃より播種を開始しており、平年対比で3日から4日の遅れとなっています。現在、マルチ資材等を活用した初期生育確保の励行に努めています。

ネギについては、夏ネギは4月10日に定植が終了し、その後の天候不良により平年より2日から3日の遅れとなっています。今後は、灌水で育成の遅れを取り戻すとともに病虫害、除草対策を重点とした管理を励行してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市道整備につきましては、主に国の補助であります「社会資本整備総合交付金」を活

用し、事業の推進を図っています。本年度は「二田追分線」の道路改良、「馬踏川大橋、中嶋橋及び妹川大橋」の補修、「広域秋田五城目線」の法面改修を実施してまいります。このほかにも「天王大久保線」、「二田大崎線」の舗装補修など、補助金等を有効活用し事業を進めてまいります。

道路施設は、日常生活を支える重要な社会資本であることから、今後も計画的な道路整備と維持管理に努めてまいります。

次に、令和元年度各会計の決算概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約152億2,200万円、歳出決算見込額約153億3,700万円、歳入歳出差引見込額約5億8,500万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約2,200万円を差し引いた実質収支見込額は約5億6,300万円となっています。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億3,800万円、介護保険事業特別会計で約1億7,600万円となっており、そのほかの特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっています。

企業会計であります水道事業会計と下水道事業会計の純損失は、それぞれ約1,712万円と約482万円となっています。

以上が令和元年度各会計の決算であります。現在、計数整理中ですので、概要にとどめています。

本定例会には、令和元年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書他2件の報告、議案として潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について他11件、また、補正予算案として令和2年度潟上市一般会計補正予算他5件、人事案件として潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任、潟上市教育委員会委員及び潟上市農業委員会委員の任命についての案件を提出しています。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しています議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの行政報告とさせていただきます。

#### 【教育長の行政報告（教育行政方針）】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） はじめに、潟上の子どもたちに、いつもあたたかいまなざしを注ぎ、健全育成に多大なるご尽力を賜りました鈴木斌次郎先生のご逝去にあたり、教育委員会からも心から哀悼の誠を捧げ、そして、お旅立ちのやすからんことを心からご祈念申し上げます。

それでは、市長の行政報告に続き、教育委員会からも行政報告を申し上げます。

はじめに、学校をはじめとする教育委員会関係の新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

本市の小・中学校は、4月6日に始業式、7日に入学式を実施し、令和2年度における教育活動を開始しております。開始に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等に基づき、朝夕の検温を含めた十分な健康観察の実施、マスク着用の奨励、消毒液の設置と手洗いや咳エチケットの指導、密閉・密集・密接の「3つの密」を回避する工夫などの感染症対策を講じております。また、県教育委員会、市学校医等にご指導・ご助言をいただき、市校長会と協議しながら、本市の状況に応じた対策を進めてございます。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急事態宣言が出され、さらに対象地域が全都道府県に拡大されたことに伴い、本市では4月22日から5月6日まで小・中学校の臨時休業措置を取っております。

5月7日の学校再開に当たっては、市校長会を臨時で開催し、子どもたちや保護者の皆さんの不安軽減、学びの保障等の対応を協議し、学校再開後に必要な配慮事項について、改めて共通理解を図った上で具体的な方策を学校現場と打ち合わせながら進めてまいりました。

なお、3月の全国一斉臨時休業及び4月の緊急事態宣言に伴う臨時休業中は、ご家庭に協力いただいて家庭での学習を進めてまいりましたが、今後の一層の学力保障対策として、市内9校全てにおいて7月27日から31日までの5日間を授業日として、個々の子どもの実態に応じた学びの定着に鋭意努めてまいります。

次に、本市の就学前施設、放課後児童クラブ及び地域子育て支援センターにおける新型コロナウイルス感染症対策につきましては、保護者の皆さんや施設を運営する事業者のご理解・ご協力のもと、登園・降園時の玄関先でのお子さんの引き渡しの徹底、衛生管理の強化を図り、運営しているところであります。引き続き、各施設の継続的な運営が維持できるよう、職員が常時施設内の消毒作業を徹底して行い、子どもたちが安全に利用できるよう対策を講じてまいります。

次に、社会教育・社会体育施設につきましては、国の緊急事態宣言の発表後の臨時休館、館内消毒等の衛生対策、国及び県の協力要請内容に応じた十分な対策を講じた上での利用再開など、ご利用される市民の感染予防を第一に、感染症対策の実施に努めてま



いりました。

以上が、教育委員会関係各施設における今般の新型コロナウイルス感染症対策の概要ですが、今後は、国の支援を受け、衛生管理に必要な消毒液等を一括購入し、小・中学校や就学前施設等、市内の全ての施設に設置を予定しており、引き続き各施設の継続的な運営の維持に努め、子どもたちや利用者が安心して安全に利用できるよう対策を講じてまいります。

また、市民及び市内事業所等からご寄贈いただいたマスク・手づくりマスク等を、市内の小・中学校及び各こども園・保育園・幼稚園等で大切に使用させていただいております。改めて、この場で皆様のお志に感謝を申し上げますとともに、子どもたちには、こうした状況の中で、たくさんの市民の皆さんに支えられ見守られていることへの感謝の心、自らも進んで地域や社会の役に立とうとする意欲、態度等を育成してまいります。

次に、放課後児童健全育成事業について申し上げます。

保護者が就労等により家庭で保育ができない子育て世帯の支援の充実を図るため、本市が小学校区で運営している放課後児童クラブのうち、おいわけ児童クラブは追分小学校の、特に低学年の児童数の増加に伴い、利用申込みが年々増加しております。

こうした中、追分地区で民間事業者による新たな放課後児童クラブの設置が計画されておりますので、この関係予算として整備補助金を本定例会に計上しております。

次に、学校におけるICT環境の整備事業について申し上げます。

子どもたちに個別最適化され、創造性を育み教育ICT環境の実現を目指す国のGIGAスクール構想に基づいた本市の整備事業については、先の定例会において今年度のネットワーク整備事業及び学習端末の整備についてご説明したとおりであります。その後、1人1台端末整備の早期実現のための国の支援策が示されましたので、整備計画について検討してまいります。

最後に社会教育・社会体育関係の事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国内での蔓延防止や安全確保の観点から、教育委員会が管理する文化・体育関係施設を一時休止致しましたが、本県の緊急事態措置終了に伴い、段階的に開所し、現在は全ての施設を開いております。

イベント等については、本県のみならず全国的に大会の中止や延期が相次いでおり、「東京2020オリンピック聖火リレー」が延期、「チャレンジデー2020」「全日本学童軟式野球大会」等が中止になっております。

本市主催事業では「潟上市成人式」や公民館の各種講座・教室等を延期しております。  
なお、今後予定しております事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、そして、国や県の動向を注視しながら判断し、中止・延期する場合には関係団体のご意見を伺いながら速やかに市広報やホームページなどで周知してまいります。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第2号 令和元年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第5、報告第2号、令和元年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の2ページをお開き願います。

令和元年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額のうち、3款1項のプレミアム付商品券事業1,528万円は、使用期限である令和2年3月31日の後に発生する商店等への支払いと金融機関への手数料でございます。

6款1項のため池等整備事業105万円は、昭和豊川地区の市ノ坪ため池整備事業で、同じく1項の湛水防除事業645万6,700円は、天王東地区及び浜井川地区分で、それぞれ県営事業負担金でございます。

次に、8款2項の市道整備事業2億5,064万4,000円は、社会資本整備総合交付金を活用した市道改良及び橋梁補修に係るものでございます。

3項の急傾斜地崩壊対策事業100万8,000円は、飯田川鳥木沢地区で、県営事業負担金でございます。

10款1項の学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業6,530万7,000円は、令和元年度国補正予算第1号によるもので、補助金を受けて実施する小・中学校のネットワーク整備工事費と実施設計委託料等でございます。

以上の事業、合計3億3,974万5,700円を令和2年度に繰り越したものでございます。

主な財源と致しましては、国県支出金1億8,847万6,177円、地方債1億2,930万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 民生費ですけれども、貧困の世帯、それから子どもさんいる世帯に対する申し込み率というんですか、それを伺いたいと思いますけれども。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、この事業につきましては消費税率が10%に引き上げることに伴いまして影響緩和ということと、地域の消費喚起を目的として、低所得者、それから子育て世帯に販売したものでございますけれども、実績としましては、まず非課税世帯につきましては、想定の対象者が7,041人、これに対しまして申請者が2,093人、申請率は29.7%となっております。そのうち購入者は1,835人、申請者と購入者の割合でいきますと、89.2%の方が申請をして購入をしているという状況でございます。

子育て世帯につきましては、対象者が611人、これに対しまして購入者が351人ということで、購入率は57.4%という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） せっかく政府のこういう制度がありながら利用しなかったということについては残念だとは思いますが、これ、市の方では特別何回かこういう制度があるということで対象する世帯にお知らせとか取り組みとか、そういうことはどのようにしましたか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、制度が始まる前には、市の広報、それからホームページ等を使いましてご案内しておりますし、また、登録していただきました商店につきましてはポスターを貼るなどして商品の利用ということで促進をしておりますけれども、残念ながら実質的には利用率が思ったよりは少なかったという状況でございました。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 繰越明許がトータルで3億4,000万あるわけで、これが令和2年度

に、これが全部執行するということになると思いますが、現在、6月のもう今日16日で、会計年度は3月31日で5月の最終の出納が出て、決算の概要も今日お聞きしたわけですが、この繰越明許にかかわる件の事業の実際の国・県の支出金というのは、いつ頃、どのようにして歳入として歳計書に載られるのか、それから、地方債が1億2,930万ですけれども、これを起債を起こして実際にお金があるのかないのか、この辺についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、個々の事業におきまして、それぞれの出納の事業の閉鎖時期が違ってまいりますので、まず福祉保健部の関係するプレミアム商品券事業につきましては、6月末をもってすべての事業を清算するという状況になってございまして、なお、国からの交付金につきましては、事業が始まってから2回に分けて市の方に振り込みをされておりました、この後、清算という事業が残っているということでございます。

以上です。

○2番（戸田俊樹） 一件一件聞いているんでなくて、このトータルの額の歳計上はどうなっているかということを知っているんで、何もプレミアム商品券についていってらんでないですよ。

○議長（西村 武） 菅生財政課長。

○財政課長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答え致します。

国・県支出金につきましては、事業完了後、実績報告を提出後に国・県の方から納入されるものとなっています。

地方債につきましては、現在、同意はもらっておりますが、実際のお金の借り入れは実績に基づいてお金を借り入れることとなります。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） このようにコロナの状況によって市内在住の中小企業者並びに個人的にもいろいろな面で生活が大変で、就業の事業の推進も大変だといわれているときに、こういう事業が遅れているわけですよ、繰越明許ということは。国が補正予算がつくのが遅かったから事業を組んでやっていくのが遅いということで、完了後にお金が入ってくるんだと。そして支払いするんだということなんでしようけれども、額的にはやっぱり、

国がどうであろう、こういうものがあれば、もっと速やかに事業執行をやっていただきたいとお願いして終わります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第3 令和元年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第6、報告第3号、令和元年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

令和元年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、1款1項の出戸浄水場非常用発電機更新事業4,838万2,000円でございます。本事業は、令和元年12月定例会で補正計上したものであり、発電機の納入まで6カ月かかるため、繰り越しして対応するものでございます。

なお、財源は損益勘定留保資金でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今、総務部長の方から6カ月もかかるということでしたが、これ、どういうわけで6カ月なったのか、そこら辺のところちょっと説明していただきたい。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまの質問にお答え致します。

本事業につきましては、この発電機につきましては、当初より受注生産でもって生産するということがわかってございました。また、納期まで6カ月かかるということも事前に承知してございましたので、現在、納入までの間は仮設発電機でもって対応しているということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 再質問。

○7番（鑑 仁志） 今、局長の方から仮設でやっていると、そうだとすれば、これいつ完成する予定なのか、ちょっとそこら辺のところを説明していただきたい。今、仮設でやっていると。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまの質問にお答え致します。

本工事の工期は8月20日までとなっております。また、発電機の納入は7月7日を予定しております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。11時10分まで。

午前10時54分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第7、報告第4号 令和元年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第7、報告第4号、令和元年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

令和元年度潟上市下水道事業会計予算繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、1款1項の秋田湾雄物川流域下水道事業1,526万5,000円で、流域下水道事業に係る県営事業負担金でございます。

主な財源は、企業債1,520万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

【日程第8、議案第36号 潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第36号、潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第36号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

法の一部改正に伴い、法律名が変更されたため、条例中で引用している法律名を変更後の法律名に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 皆さんにあらかじめ申し上げますけれども、この議案第36号から議案第47号につきましては、所管の常任委員会へ付託の上、審査が行われるものでありますので、したがいまして、質疑に関しましては大綱的にひとつ質問していただけますようお願い致します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第37号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第37号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第37号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税義務者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたこと等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1つ目は、徴収の猶予制度の特例に関するものでございます。多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、無担保かつ延滞金なしで1年間、納税を猶予する特例が地方税法で設けられたことに伴い、地方税法の規定において条例に委任している関係部分を改正するものでございます。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性向上を目的とした設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、従来からの特例措置を拡充するものでございます。

拡充の内容は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入された事業用家屋及び旧モデルと比較して生産性が年1%以上向上する構築物の固定資産税を3年間ゼロとするものでございます。

3つ目は、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

4つ目は、寄附金税額控除の特例に関するものでございます。政府の自粛要請等により中止された文化芸術・スポーツイベントの入場料金を支払っていた方が、払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、住民福祉の増進に寄与するものと認められる場合は、市民税の寄附金控除の対象とするものでございます。

5つ目は、住宅借入金等特別控除の特例に関するものでございます。住宅建設の遅延等により、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、令和3年12月までに入居するなどの条件を満たせば、既存の入居要件と同様に控除期間を13年間として、所得税から控除しきれなかった額について控除限度額の範囲内で市民税から控除するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、4つ目の寄附金税額控除及び5つ目の住宅借入金等特別控除については、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。



【日程第10、議案第38号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第38号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第38号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の12ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免に関する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の全額を免除するもの、あるいは、主たる生計維持者の事業収入等の減少が前年に比べ3割以上であることなどの一定の要件をもとに減免するもので、令和2年2月1日以降の納期分に遡及して行う特例を設けるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、減免に関する規定は、令和2年2月1日から適用されるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第39号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第39号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第39号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

提案理由でご説明いたしました一部改正法、いわゆるデジタル手続法により令和2年5月25日をもってマイナンバーの通知カードが廃止されております。通知カードの廃止により、各市町村で行われている通知カードの再発行等の関連事務も廃止されたため、潟上市手数料条例別表から通知カードの再交付手数料を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第40号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第40号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第40号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の18ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市天王相撲場の解体に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

潟上市天王相撲場の解体に伴い、条例第2条の表中（8）潟上市天王相撲場の行を削除するもの及び削除に伴い規定を整理するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第41号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第41号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第41号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の20ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

国民健康保険条例の附則に「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」についての規定を追加し、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができないときに傷病手当金の支給を受けることができるようにするものでございます。

傷病手当金の額は、おおよその額（日額）となりますが、直近3カ月間の収入額の日額分に相当する額に3分の2を乗じた額でございます。支給期間については、支給開始から最大で1年6カ月でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 国民健康保険に入っている方のコロナウイルスにかかった際の傷病手当なんですけれども、国民健康保険税の支払いが滞っている方は短期とか、それから長期にわたれば資格証明書ということになりますけれども、その方の中での資格証明書の方はどのような扱いになるのかということと、政府からきているかどうか分かりませんが、コロナ対策の中では資格証明書の方がやっぱり医療機関に行けなくて大変だから、短期でもいいから資格証明書じゃなくて短期の保険証を発行すべきだという声があ

りますけれども、このこととの関連はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問についてお答え致します。

保険税、未納があつて短期保険証、あるいは資格証明書を交付されている方と、この方々への対応ということになりますけれども、国からは資格証明書になっている方であっても短期保険証と同じような扱いで治療を受けられるようにということで、市町村もそうですが、各医療機関に対しても通知が出ておまして、短期保険証と同じ扱いということになりますけれども、通常の保険証を利用した診療を受けられるということになっております。

この新型コロナウイルス感染症の治療につきましては、全額が国の負担ということになっておりますので、これで治療する場合には実際は自己負担はゼロということで、無料で治療を受けられることになっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そうすれば、短期の方も、それから資格証明書の方も、傷病手当金には該当するとなったときには、そこら辺はどうなんですか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

傷病手当金は、普通の方と同じように、これは所得補償になるものでございますので、未納の有無にかかわらず受け取れるということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 理解しましたけれども、国保でない社会保険の方については、市は特別な対策とか手当とかお見舞い金だとか、そういうのは考えていませんか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問についてお答え致します。

これは国民健康保険に加入している方のための傷病手当金でございますので、市では社会保険に加入している方々については、そういったことは考えてございません。

ただ今回、この後、後期高齢者医療の方でも出てきますけれども、この傷病手当を創設するに当たりまして、社会保険で実際に行われている傷病手当金の制度、これに準じ

たものになってございますので、社会保険に加入している方々については、既にそういった制度がございますので、そちらの方を利用していただけるようになっております。以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第42号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第42号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第42号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、同令で定める基準に準拠し低所得者の介護保険料の軽減強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免に関する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

条例第2条第2項、第3項及び第4項の改正は、消費税率の引き上げによる増収分を財源として所得の低い世帯、いわゆる非課税世帯の第1号被保険者に対して、第1段階から第3段階までの保険料を軽減するものでございます。今回の一部改正により、令和2年度の第1段階の保険料は、3万600円から2万4,480円に、第2段階の保険料は、5万1,000円から4万800円に、第3段階の保険料は5万9,160円から5万7,120円に改められます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免に関する規定を附則に追加するものでございます。

詳細につきましては、議案第38号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

でご説明した内容と同様となります。

主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯、あるいは事業収入等の減少が前年に比べ3割以上であることなどの一定の要件のもとに、介護保険料の減免を令和2年2月1日以降の納期分に遡及して行う特例を設けるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第9項及び第10項の減免に関する規定は、令和2年2月1日から適用されるものでございます。

また、改正後の第2条の軽減に関する規定は、同年4月1日から、令和2年度分の保険料について適用されるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第15、議案第43号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第43号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第43号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の26ページをお開き願います。

提案理由でございますが、秋田県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金の支給をするに当たり、市が行う事務を規定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

市において行う後期高齢者医療に関する事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して支給する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 国保の場合は、コロナウイルスにかかって休業したと、その補償ということになりますけども、後期高齢者の場合は、75歳以上の方の傷病手当ということなのですが、中身は違うと思うんですけども、75歳以上で仕事をどれくらいしているかということもありますけども、国保との違いはどこなんでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

この傷病手当金の内容については、国民健康保険、それから後期高齢者医療、どちらも内容は全く同じでございます。ということで、75歳以上の高齢者の方でも事業収入等ある方が、この新型コロナウイルス感染症によって働けなくなった場合には、この傷病手当金が支給されるということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第44号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第44号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第44号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の28ページをお開き願います。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

従来までの当該特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもが、保育の提供が終了した後も保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育内容が提供されるよう、連携施設を確保する必要がありましたが、改正

に伴い、市が特定教育・保育施設などへの入所の利用調整を行っている場合は、その確保を不要とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第45号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第17、議案第45号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第45号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の30ページをお開き願います。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

1点目は、先の議案第44号で説明した内容と同様でございます。改正に伴い、家庭的保育事業者等は、市が特定教育・保育施設などへの入所の利用調整を行っている場合には、連携施設の確保が不要となるものであります。

2点目は、居宅訪問型保育事業者が母子家庭等に提供する保育事業に、保護者の疾病等の理由により家庭で乳幼児を養育することが困難な場合の対応を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。



【日程第18、議案第46号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第18、議案第46号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第46号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の32ページをお開き願います。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

これまで「放課後児童支援員認定資格研修」は、都道府県及び指定都市が実施していましたが、基準の改正に伴い、中核市でも実施できるようになったため、本条例についても同様の改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第47号 潟上市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第19、議案第47号、潟上市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第47号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の34ページをお開き願います。

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

先の議案第36号の説明と同様となりますが、法の一部改正に伴い、法律名が変更されております。そのため、条例中で引用している法律名を変更後の法律名に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第20、議案第48号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第25、議案第53号 令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第20、議案第48号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第25、議案第53号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第48号から議案第53号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

別冊の令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第48号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、1億2,015万2,000円を追加するものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の農業基盤整備事業は、限度額を350万円に増額、道路整備事業は、限度額を1億4,670万円に増額するものでございます。

7ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金は1,965万4,000円の追加で、子ども・子育て支援交付金1,415万4,000円及び保育対策総合支援事業費補助金550万円でございます。

子ども・子育て支援交付金は、民設民営の放課後児童クラブと子育て支援事業の新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

保育対策総合支援事業費補助金は、保育施設の新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

4目土木費国庫補助金4,708万円の追加は、社会資本整備総合交付金3,029万5,000円及び道路メンテナンス事業補助金1,678万5,000円で、内示によるものでございます。

15款2項2目民生費県補助金615万4,000円は、市町村子ども・子育て支援事業費補助金で、民生費国庫補助金でご説明しました民設民営の放課後児童クラブ事業所分の県補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金は300万円の追加で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。

農業用機械等の導入を支援するもので10分の3を補助するものでございます。

19款1項1目繰越金は1,471万9,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

21款1項市債は2,940万円の追加で、農業基盤整備事業債（公共事業等債）60万円の減額、農業基盤整備事業債（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）70万円の追加及び道路整備事業債（公共事業等債）2,930万円の追加でございます。

歳出予算について、職員の人事異動等に伴う人件費以外の主なものを申し上げます。

10ページをお願い致します。

2款1項14目有線放送事業費は424万6,000円の追加で、5月13日の落雷により被害を受けた有線放送本部局の設備復旧工事を実施するものでございます。

12ページをお願い致します。

3款2項4目保育園費は856万4,000円の追加でございます。主なものは、消耗品費600万円で、国の補助事業を活用し、保育施設の新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等を購入するものでございます。

6目放課後児童健全育成費は1,923万9,000円の追加でございます。消耗品費300万円は、国の補助事業を活用し、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等を購入するものでございます。

放課後児童健全育成事業費補助金1,623万9,000円は、民設民営の放課後児童クラブに係る開設準備経費及び運営費に対する補助金でございます。

7目地域子育て支援センター費は33万5,000円の追加でございます。主なものは、消耗品費200万円で、国の補助事業を活用し、地域子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等を購入するものでございます。

14ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は300万円の追加で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、必要な農業用機械等の導入経費について10分の3を補助するものでございます。

15ページをお願い致します。

2項1目林業振興費は381万5,000円の追加で、主なものは上虻川高能率作業道補修工事363万6,000円でございます。森林経営管理権集積意向調査により、経営管理を委託された森林の間伐事業等を進めるため、作業道を補修するものでございます。

8款2項2目道路新設改良費は8,317万7,000円の追加で、交付金の内示により事業費を調整するものでございます。主な事業として、大清水下谷地線舗装補修事業及び橋梁補修事業を実施するものでございます。

17ページをお願い致します。

10款4項2目幼稚園費は481万円の減額ですが、主なものは消耗品費200万円の追加でございます。市内幼稚園における子育て支援事業に対する新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等を購入するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、別冊の令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第49号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、270万1,000円を追加するものでございます。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に関するもので、感染した被保険者等への傷病手当金200万円及び収入の減少等による国民健康保険税減免分の還付金500万円でございます。

続きまして、別冊の令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第50号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、50万2,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

続きまして、別冊の令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第51号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の84万6,000円を減額するものでございます。

補正の主な内容は、人件費の減額及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料減免による還付金123万円でございます。

続きまして、別冊の令和2年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第52号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出に340万5,000円を追加するものでございます。

補正の内容は人件費でございます。

続きまして、別冊の令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第53号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出から20万9,000円を減額するものでございます。

補正の内容は人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

#### 【日程第26、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第26、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第48号から議案第53号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第53号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第27、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第27、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することと決定致しました。

予算特別委員会の委員長には、2番戸田俊樹議員、副委員長には、7番笠 仁志議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算特別委員会は、6月22日及び30日に開催し、あわせて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、6月22日から24日まで詳細審査することと致しますので、ご報告致します。

昼食のために1時半まで休憩します。

午後12時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第28、同意第1号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について から日程第30 同意第3号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について】

○議長（西村 武） 日程第28、同意第1号から日程第30、同意第3号まで、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題と致します。

同意第1号から同意第3号までについて、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、議案書の42ページをお開き願います。

同意第1号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市昭和豊川槻木字荒屋25番地

氏 名 鈴木義也

生年月日 昭和30年 9月20日

提案理由でございますが、令和2年6月26日付で潟上市固定資産評価審査委員会委員の鈴木義也氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものでございます。

続いて、議案書の43ページをお開き願います。

なお、以降の同委員の選任については、提案理由が同様でございますので、選任される方の説明のみとさせていただきます。

略歴につきましては、各議案書の裏面をご覧ください。

なお、任期は3年でございます。

それでは、同意第2号でございます。

住 所 潟上市飯田川下虻川字街道下135番地

氏 名 伊藤 正

生年月日 昭和28年 3月15日

続いて、議案書の44ページ、同意第3号でございます。

住 所 潟上市天王字天王15番地

氏 名 村山久尚

生年月日 昭和32年 8月20日

以上、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わります。

何とぞご同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） お諮り致します。同意第1号から同意第3号までについて、一括して質疑を行いたいと思っておりますけれども、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、したがって、同意第1号から同意第3号までについて、一括して質疑を行うことに決定致しました。

これから、同意第1号から同意第3号までについて、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号から同意第3号までについて、一括して採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号から同意第3号までについては、一括して採決を行うことと決定致しました。

これから同意第1号から同意第3号まで一括採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、同意第1号から同意第3号までについては、同意することに決定致しました。

【日程第31、同意第4号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長(西村 武) 日程第31、同意第4号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第4号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長(藤原一成) それでは、議案書の45ページをお開き願います。

同意第4号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 秋田市手形字オノ浜2番8号

氏 名 稲荷一清

生年月日 昭和34年9月18日

提案理由でございますが、令和2年6月27日付で潟上市教育委員会委員の加藤裕一氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て委員を任命しなければならないものでございます。

略歴につきましては、議案書の裏面をご覧くださいませようお願い致します。

何とぞご同意のほど宜しくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番(鑑 仁志) 今、市長の方から提案理由あったんだけど、この人は秋田市手形ということでありませけども、潟上市で教育委員になるような人物おらなかつたかどう



か、そこら辺のところ市長から伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

潟上市にもそういった候補の方はいらっしゃらなかったかと、いらっしゃいました。ただ、潟上市の教育の現状をしっかりと理解し、特に小学校、中学校の学校教育に精通されている方というような条件のもとで私の方で選ばせていただいて、稲荷氏ということで今回ご提案申し上げている次第でございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第4号は、同意することに決定致しました。

【日程第32、同意第5号 潟上市農業委員会委員の任命について から 日程第49、同意第22号 潟上市農業委員会委員の任命について】

○議長（西村 武） 日程第32、同意第5号から日程第49、同意第22号まで、潟上市農業委員会委員の任命についてを一括議題と致します。

同意第5号から同意第22号までについて、一括して提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、議案書の46ページをお開き願います。

下記の者を潟上市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市昭和大久保字北野大崎道添177番地3

氏 名 菅原良一

生年月日 昭和27年8月18日

提案理由でございますが、令和2年7月19日付で潟上市農業委員会委員が任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て委

員を任命しなければならないものでございます。

続いて、議案書の47ページをお開き願います。

なお、以降の潟上市農業委員会委員の任命については、すべて提案理由が同様でございますので、任命される方の説明のみとさせていただきます。

略歴につきましては、各議案書の裏面をご覧ください。

それでは、同意第6号でございます。

住 所 潟上市天王字御休下2番地10

氏 名 佐々木美奈子

生年月日 昭和46年3月6日

続いて、議案書の48ページ、同意第7号でございます。

住 所 潟上市天王字羽立166番地

氏 名 安田又吉

生年月日 昭和20年10月8日

続いて、議案書の49ページ、同意第8号でございます。

住 所 潟上市昭和大久保字北野藤曲小道添74番地

氏 名 舘岡美果子

生年月日 昭和48年11月6日

続いて、議案書の50ページ、同意第9号でございます。

住 所 潟上市天王大崎字野沢141番地2

氏 名 三浦俊也

生年月日 昭和29年4月13日

続いて、議案書の51ページ、同意第10号でございます。

住 所 潟上市飯田川飯塚字樋ノ下34番地1

氏 名 田仲 東

生年月日 昭和25年9月18日

続いて、議案書の52ページ、同意第11号でございます。

住 所 潟上市昭和豊川船橋字深持44番地

氏 名 佐々木利光

生年月日 昭和29年3月30日

続いて、議案書の53ページ、同意第12号でございます。

住 所 潟上市天王字江川71番地 2

氏 名 櫻庭美知行

生年月日 昭和25年 3 月10日

続いて、議案書の54ページ、同意第13号でございます。

住 所 潟上市天王字二田115番地

氏 名 佐藤 肇

生年月日 昭和34年 1 月21日

続いて、議案書の55ページ、同意第14号でございます。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字山岸28番地

氏 名 伊藤甚衛

生年月日 昭和26年 4 月12日

続いて、議案書の56ページ、同意第15号でございます。

住 所 潟上市飯田川和田妹川字石田15番地25

氏 名 菊地一春

生年月日 昭和30年 4 月29日

続いて、議案書の57ページ、同意第16号でございます。

住 所 潟上市天王字塩口45番地 3

氏 名 丸谷卓弥

生年月日 昭和58年11月 7 日

続いて、議案書の58ページ、同意第17号でございます。

住 所 潟上市天王字天王160番地 2

氏 名 佐藤利喜雄

生年月日 昭和31年 1 月12日

続いて、議案書の59ページ、同意第18号でございます。

住 所 潟上市天王字羽立50番地 3

氏 名 鈴木爲彦

生年月日 昭和32年10月10日

続いて、議案書の60ページ、同意第19号でございます。

住 所 潟上市天王字羽立39番地

氏 名 嶋崎 勉

生年月日 昭和26年11月24日

続いて、議案書の61ページ、同意第20号でございます。

住 所 鴻上市昭和大久保字北野大崎道添226番地 1

氏 名 菅原権一郎

生年月日 昭和31年 8 月 28日

続いて、議案書の62ページ、同意第21号でございます。

住 所 鴻上市飯田川下虻川字街道上一本木31番地

氏 名 鑑 正人

生年月日 昭和26年 7 月 5 日

続いて、議案書の63ページ、同意第22号でございます。

住 所 鴻上市昭和大久保字北野街道下79番地

氏 名 青木 進

生年月日 昭和27年 3 月 7 日

以上、鴻上市農業委員会委員の任命についての説明を終わります。

何とぞご同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） お諮り致します。同意第5号から同意第22号までについて、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号から第22号までについては一括して質疑を行うことに決定致しました。

これから同意第5号から同意第22号までについて、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 構成について、どのようにお考えで、このようにしたのか、それから、地域バランス等も含めて、そこら辺のことを伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の農業委員会の選任につきましては、2月4日から3月2日までの間に鴻上市ホームページ、広報等で委員をまず公募してございます。その公募結果で18名に対して21名の応募がございました。それを受けまして、私、委員長を務めておりますが、鴻上

市農業委員会委員候補者評価委員会というものがございます。その中で協議した結果、18名を選考して市長に報告したということでございます。

そして、地域バランスについても考慮しながら、点数化しながら選定を行ったということでございます。

宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 地域バランスのほかに21人の中で18人を選んだ構成のその考え方についても、地域バランスのほかに伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 副市長。

○副市長（栗山隆昌） お答え致します。

評価の基準につきましては、推薦者が個人推薦、団体推薦とあるわけでございますけれども、認定農業者であるかとか、それから準ずるものである一般かということ、それから、推薦者の年齢、性別、認定農業者であるか、それから経歴、その他地域バランスの配慮ということで、こういうものを考慮しながら点数化して選定したということでございます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第5号から同意第22号までについて、一括して採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号から同意第22号までについては、一括して採決を行うことに決定致しました。

これから同意第5号から同意第22号まで一括採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第5号から同意第22号までについては、同意することに決定致しました。

【日程第50、陳情第3号 道路を拡幅し歩道設置の陳情書 から 日程第55、陳情第8号 陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）】

○議長（西村 武） 日程第50、陳情第3号、道路を拡幅し歩道設置の陳情書から日程第55、陳情第8号、陳情書（日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択）まで一括議題とします。

陳情第3号から陳情第8号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号から陳情第8号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。これで散会します。

なお、6月18日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

以上で本日の会議を終わります。どうもご苦労様でございました。

---

午後 1時51分 散会